

大規模災害時における緊急医療救護所の周知について

地域保健課

1 緊急医療救護所の概要

大規模災害時に区民の生命と健康を守るため、迅速かつ適切な医療救護活動を行うことができるよう、災害発生から概ね72時間を目安に緊急医療救護所を開設する。

緊急医療救護所の設置箇所については、従来は小学校6箇所及び中学校2箇所を指定していたが、令和4年度に改定した「葛飾区災害医療救護計画」に基づき、災害拠点病院3箇所及び災害拠点連携病院9箇所の計12箇所に拡充し、病院前に緊急医療救護所を開設して、傷病者のトリアージ、応急処置及び搬送等を実施することとした。

緊急医療救護所を広く知っていただくため、区ではポスターを作成し各団体に掲示を依頼する等、様々な機会を捉え周知を図っているところであり、このたび葛飾区障害者施策推進協議会の皆様に周知させていただくもの

2 緊急医療救護所案内図

別添のとおり

3 他団体等への周知状況（参考）

(1) 広報かつしかへの掲載

4月15日号の「広報かつしか」にて、上記の概要を掲載

(2) 緊急医療救護所案内ポスター掲示依頼団体

- ①葛飾区自治町会
- ②葛飾区医師会及び各医療機関
- ③葛飾区歯科医師会
- ④葛飾区薬剤師会
- ⑤東京都柔道整復師会葛飾支部
- ⑥区立小・中学校、区立幼稚園

(3) 今後の説明予定

- ①区内透析医療機関
- ②避難所運営訓練（緊急医療救護所軽症処置エリア開設予定箇所）

(問い合わせ先)

健康部地域保健課地域医療係
電話 03-3602-1231（直通）

大規模災害時に医療が必要な方は

緊急医療救護所へ

下記の病院前に
緊急医療救護所を設置します。

緊急医療救護所の役割

① トリアージ (傷病者の振り分け)

傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて、振り分けを行います。



② 軽症者の対応

自ら歩ける傷病者(軽症)の方は、近隣の区施設(学校など)で応急処置を行います。また、医薬品の対応も可能な限り行いますので、お薬手帳のご持参をお願いします。



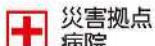
③ 搬送

救護所での対応が困難な場合、できる限りの応急処置を行い、病院救急車などを活用して搬送を行います。



Aブロック

凡例



災害拠点病院



災害拠点連携病院

第一病院
(東金町4-2-10)



嬉泉病院
(東金町1-35-8)



東部地域病院
(亀有5-14-1)



亀有病院
(亀有3-36-3)



Cブロック

堀切中央病院
(堀切7-4-4)



**イムス葛飾
ハートセンター**
(堀切3-30-1)



平成立石病院
(立石5-1-9)



Bブロック

金町中央病院
(金町1-9-1)



**東京慈恵会医科大学
葛飾医療センター**
(青戸6-41-2)



かつしか江戸川病院
(高砂3-27-13)



Dブロック

坂本病院
(西新小岩4-39-20)



イムス東京葛飾総合病院
(西新小岩4-18-1)



区内を4つのブロックに分けた体制を構築し、傷病者の受け入れを行います

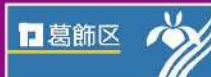


詳しくは葛飾区ホームページをご覧ください。地域保健課にお問い合わせ(☎03-3602-1231)ください。

葛飾区 救護所



<https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1004028/1000063/1004029/1030357/1004763.html>



△区公式
ホームページ

